

○伊賀市水道水源保護条例施行規則

平成16年11月 1 日規則第234号

改正

平成28年 8 月 4 日規則第76号

平成31年 3 月25日規則第11号

令和 3 年 3 月22日規則第24号

伊賀市水道水源保護条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、伊賀市水道水源保護条例（平成16年伊賀市条例第276号。以下「条例」という。）第19条の規定に基づき、条例の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(事前協議)

第 2 条 条例第12条第 1 項の規定による協議は、対象事業協議書（様式第 1 号）に次に掲げる図書を添付して行わなければならない。

- (1) 対象事業計画書
- (2) 対象事業を実施する区域を示す図面及びその付近見取図
- (3) 対象事業を行う工場その他の事業場の計画平面図
- (4) 対象事業を行おうとする者（以下「事業者」という。）が法人である場合には、その法人の定款又は寄附行為及び登記簿の謄本
- (5) その他上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が必要と認める書類

(事前措置)

第 3 条 事業者は、条例第12条第 1 項の規定により、説明会の開催その他の措置をとろうとするときは、あらかじめ対象事業措置実施計画書（様式第 2 号）を管理者に提出しなければならない。

2 事業者は、条例第12条第 1 項の規定により、説明会の開催その他の措置をとったときは、その結果について速やかに対象事業措置実施結果報告書（様式第 3 号）を管理者に提出しなければならない。

(勧告)

第 4 条 条例第12条第 2 項の規定による勧告は、対象事業協議・措置勧告書（様式第 4 号）により行うものとする。

(認定通知)

第 5 条 条例第12条第 3 項の規定による通知は、規制対象事業場認定・不認定通知書（様式第 5 号）

により行うものとする。

(一時停止命令)

第 6 条 条例第13条第 2 項の規定による一時停止の命令は、対象事業実施一時停止命令書（様式第 6 号）により行うものとする。

(措置要請)

第 7 条 条例第17条の規定による措置の要請は、対象事業措置要請書（様式第 7 号）により行うものとする。

(広域水源保護に係る協力要請)

第 8 条 条例第18条の規定による広域水源保護に係る協力の要請は、広域水源保護協力要請書（様式第 8 号）により行うものとする。

2 関係地方公共団体等から本市に対し、広域水源保護に係る協力の要請があった場合においては、管理者は、当該協力の要請について、広域水源保護のため必要があるかどうかを速やかに決定し、当該関係地方公共団体等に対し、その旨を広域水源保護協力要請承諾・不承諾通知書（様式第 9 号）により通知するものとする。

(補則)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年11月 1 日から施行する。

附 則 (平成28年 8 月 4 日規則第76号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の伊賀市水道水源保護条例施行規則の規定は、平成28年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成31年 3 月25日規則第11号)

この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 3 月22日規則第24号)

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号 (第 2 条関係)
 様式第 1 号 (第 2 条関係)

対 象 事 業 協 議 書

年 月 日

伊賀市上下水道事業管理者 様

(〒 ー)

住 所 (所在地)

事業者 氏 名 (名称及び代表者の氏名)

〒

対象事業を行いたいので伊賀市水道水源保護条例第12条第1項の規定により、関係図書を添付して次のとおり協議します。

対象事業の名称	
対象事業の実施場所	
対象事業の最大排水量	立方メートル/日
対象事業の実施予定年 月 日	年 月 日

様式第 2 号 (第 3 条関係)
 様式第 2 号 (第 3 条関係)

対 象 事 業 措 置 実 施 計 画 書

年 月 日

伊賀市上下水道事業管理者 様

(〒 ー)

住 所 (所在地)

事業者 氏 名 (名称及び代表者の氏名)

TEL

伊賀市水道水源保護条例第12条第1項の規定により、対象事業の計画及び内容を周知するため、次のとおり措置をとるので伊賀市水道水源保護条例施行規則第3条第1項の規定により、提出します。

措置の実施日時	年 月 日 (曜) 午前・午後 時 分から 年 月 日 (曜) 午前・午後 時 分まで
措置の方法 〔具体的に記入し〕 〔てください。〕	
措置の実施場所	
措置の実施責任者の 氏 名	
備 考	

様式第 3 号 (第 3 条関係)
 様式第 3 号 (第 3 条関係)

対象事業措置実施結果報告書

年 月 日

伊賀市上下水道事業管理者 様

(〒 —)

住 所 (所在地)

事業者 氏 名 (名称及び代表者の氏名)

TEL

伊賀市水道水源保護条例第12条第1項の規定により、対象事業の計画及び内容を周知するため、次のとおり措置を採ったので伊賀市水道水源保護条例施行規則第3条第2項の規定により、その結果について報告します。

措置の実施日時	年 月 日 (曜) 午前・午後 時 分から 年 月 日 (曜) 午前・午後 時 分まで
措置の方法 〔具体的に記入し〕 〔てください。〕	
措置の実施場所	
措置の実施責任者の 氏 名	

措置の実施の状況及び結果（詳しく記入してください。）

備

考

様式第 4 号 (第 4 条関係)
 様式第 4 号 (第 4 条関係)

対 象 事 業 協 議 措 置 勸 告 書

第 号
 年 月 日

氏 名 様

伊賀市上下水道事業管理者

伊賀市水道水源保護条例第12条第1項の規定による協議をするよう
 同条第2項の規定
 に規定する措置をとるよう

により、次のとおり勸告します。

対象事業の名称	
対 象 事 業 の 実 施 場 所	
事業者の住所 (所在地) 及び 氏名 (名称及び 代表者の氏名)	
協 議 措 置 の 実 施 期 限	年 月 日
備 考	

様式第 5 号 (第 5 条関係)
 様式第 5 号 (第 5 条関係)

第 号

規制対象事業認定・不認定通知書

氏 名 様

年 月 日付けで協議のあった対象事業について、伊賀市水道水源保護
 条例第12条第3項の規定により、当該対象事業を行う工場その他の事業場を規制対象事
 業場と認定・不認定したので次のとおり通知します。

年 月 日

伊賀市上下水道事業管理者

対 象 事 業 の 名 称	
対 象 事 業 の 所 在 地	
認 定 し た 理 由	
備 考	

(教示)

この認定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3
 か月以内に審査請求をすることができます。また、この認定の取消しの訴えは、この認定
 があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、伊賀市を被告として（市長が
 被告の代表となります。）提起することができます。

様式第 6 号 (第 6 条関係)
 様式第 6 号 (第 6 条関係)

第 号

対象事業実施一時停止命令書

氏 名

伊賀市水道水源保護条例第13条第2項の規定により、次のとおり対象事業の実施の一時停止を命ずる。

年 月 日

伊賀市上下水道事業管理者

一時停止を命ずる 対象事業の名称	
一時停止を命ずる 対象事業の実施場所	
一時停止を命ずる 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
一時停止を命ずる 理 由	
備 考	

(教示)

この認定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をすることができます。また、この認定の取消しの訴えは、この認定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、伊賀市を被告として（市長が被告の代表となります。）提起することができます。

様式第 7 号 (第 7 条関係)
 様式第 7 号 (第 7 条関係)

対 象 事 業 措 置 要 請 書

第 号
 年 月 日

様

伊賀市上下水道事業管理者

区域内において、対象事業を行おうとする者があるので本市の水道に係る水源の保護のため、次のとおり措置を採られることを要請します。

対象事業の名称	
対象事業の実施場 所	
対象事業の実施面 積	平方メートル
措置要請の内容	
備 考	

様式第 8 号 (第 8 条関係)
様式第 8 号 (第 8 条関係)

広域水源保護協力要請書

第 号
年 月 日

氏 名 様

伊賀市上下水道事業管理者

本市の区域における水道に係る水源の保護のため、次のとおり協力を要請します。

協力要請の 内 容	
備 考	

様式第 9 号 (第 8 条関係)
様式第 9 号 (第 8 条関係)

広域水源保護協力要請承諾通知書
不承諾

氏 名 様

伊賀市上下水道事業管理者

年 月 日付け (記号番号) で協力要請があったことについては、次の
とおり通知します。

承諾の可否	
条件、理由等	
備 考	